平成２１年（フ）第１１０５号
名古屋市天白区荒池１丁目406番地　倉吉ビル202号
破産者　池田　晃介
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５０５号
名古屋市名東区牧の原２丁目501番地　ホワイトビル701号
破産者　饗庭　駿一
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６６９号
愛知県知多市八幡新町２丁目７番地の10　クレセント新町202
破産者　岩見　宏之
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７３０号
兵庫県三木市別所町朝日ケ丘35番地の66
破産者　近藤　武彦
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４２号
埼玉県狭山市狭山５－１　エレガンス狭山203　中村義勝方、開始決定時の住所兵庫県姫路市東山1255番地２
破産者　中村　友律
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第３９５号
兵庫県姫路市市川台２丁目２番地市住15棟27号
破産者　後藤　俊朗
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第１３７５号
熊本市清水岩倉１丁目８番２号
破産者　政木　義昭
1　決定年月日　平成22年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第２９３号
青森市浪岡大字吉野田字樋田374番地３
破産者　一戸　明美
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第２７７号
神奈川県相模原市若松４丁目15番21号
破産者　一ノ瀬昌子
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第３５９号
神奈川県相模原市矢部１丁目９番14号
破産者　新戸　　豊
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２６８号
愛知県豊川市上野３丁目224番地
破産者　川口　幸明
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２２３号
滋賀県守山市今浜町285番地１、開始決定時の住所滋賀県草津市西草津１丁目９番９号
破産者　樋口　正二
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第１０１号
滋賀県長浜市余呉町下余呉885番地
破産者　橋本　　正
1　決定年月日　平成22年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

免責許可決定

平成２１年（フ）第１３４２号
千葉県浦安市富士見４丁目５番27号　鈴木方
破産者　頼近　静瑛
1　決定年月日　平成22年２月24日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１５２号
千葉県習志野市花咲２丁目17番１号
破産者　冨田　幸男
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３１９号
千葉市中央区本千葉町10番23号　ＤＩＫマンション404号
破産者　大川内　聡
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３５４号
千葉県船橋市金杉台１丁目３番８棟402号
破産者　鶴田　高志
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３８０号
千葉市稲毛区宮野木町1849―69　みっちゃんラーメン内、住民票上の住所千葉市緑区高津戸町659番地18
破産者　道畑　和哉
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９７号
千葉市若葉区桜木７丁目５番71号　桜木第二コーポ103号
破産者　伊藤　花子
1　決定年月日　平成22年３月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係